

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第34号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年静岡県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p><b>第2条</b> 知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(2) 地方警務官 <u>令第173条第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア・イ （略）</p>	<p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p><b>第2条</b> 知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(2) 地方警務官 <u>令第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア・イ （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。